

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人大谷学園
② 設置大学名称	大阪大谷大学
③ 担当部署	本部事務局
④ 問合せ先	06-6661-0381
⑤ 点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 25 日
⑥ 点検結果の公表日	令和 7 年 10 月 1 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.osaka-ohhtani.ac.jp/about/disclosure/governance
⑧ 本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
1－2	策定の主体や計画の期間は明確となっているが、ステークホルダーからの意見の聴取・反映の方法は明確にできていない。また、進捗状況については、推進委員会（大学自己点検）において情報を共有しているが、外部へは公表していない。今後、ステークホルダーからの意見の聴取・反映の方法や進捗状況の外部への公表について検討し、明確化するように努めます。

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１ ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	遵守状況：○ 建学の精神、教育理念及び教育目的（学部・学科、研究科、専攻科の教育研究上の目的等を含む）を大学ホームページに公表しています。 （エビデンス） ・ 大学 HP 「大学学則」「大学院学則」 https://www.osaka-ohtani.ac.jp/about/rules/ ・ 大学 HP 各学部・学科、各研究科、教育専攻科の紹介ページ https://www.osaka-ohtani.ac.jp/about/disclosure/
実施項目 １－１ ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	遵守状況：○ 3 つのポリシーを大学ホームページへ公表するとともに、原則 3 年ごとに自己点検・評価を実施（入学者選抜、カリキュラムの内容・学修方法・学修支援又は学修成果に関する項目、FD・SD、研究支援等については毎年実施）し、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めています。 （エビデンス） ・ 大学 HP 「情報の公表」 https://www.osaka-ohtani.ac.jp/about/disclosure/ ・ 大学 HP 各学部・学科、各研究科、教育専攻科の紹介ページ https://www.osaka-ohtani.ac.jp/about/rules/ ・ 大学 HP 「大学評価」 https://www.osaka-ohtani.ac.jp/about/jihe/
実施項目 １－１ ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	遵守状況：○ 学長職務規程をはじめ、学長の責務及び補佐体制、教授会の役割等に関わる各規程を整備し、教学組織の権限と役割を明確にしています。

	(エビデンス) ・学長職務規程 ・学長室規程 ・副学長規程 ・学長特別補佐規程 ・各学部教授会規程 ・教授会が学長に対し意見を述べる事項について（学長裁定） ・研究科委員会が学長に対し意見を述べる事項について（学長裁定）
実施項目 1-1 ④	説明
教職協働体制の確保	遵守状況：○ 方針決定のための各種委員会に事務職員も参画し、教職協働によるメンバー構成で大学の管理・運営業務に努めています。 (エビデンス) ・大阪大谷大学協議会規程 ・大阪大谷大学学長室規程
実施項目 1-1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	遵守状況：○ 毎年度、「大阪大谷大学 SD 実施方針」及び「FD 活動の方針」を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施しています。 (エビデンス) ・協議会議事録及び資料（R70303） ・協議会議事録及び資料（R70414）

原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1-2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	遵守状況：△ 策定の主体や計画の期間は明確となっているが、ステークホルダーからの意見の聴取・反映の方法は明確にできていない。今後、ステークホルダーからの意見の聴取・反映の方法についても検討し、明確化するように努めます。

	「2025 年の大阪大谷大学像」を実現するため、第 1 期長期計画「OSAKA OHTANI VISION2025」を策定しています。2021 年度より後半期に入り、基本方針に則り、根拠資料に基づいたアクションプランを作成し、単年度ごとに達成目標を設定しています。 (エビデンス) ・大学 HP「OSAKA OHTANI VISION 2025」 https://www.osaka-ohtani.ac.jp/vision2025/ ・推進委員会 議事録及び資料 (R30215)
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	遵守状況：△ 進捗状況については、推進委員会（大学自己点検）において情報を共有しているが、外部へは公表していない。今後、進捗状況の外部への公表に努めます。 単年度ごとに設定された目標の達成を目指し、毎年、実施計画の作成（6 月）、中間報告（10 月）を経て、根拠資料とともに取組結果（翌年 5 月）を内部質保証推進委員会（大学自己点検・評価委員会を含む）で確認し、進捗状況を把握しています。なお、2021 年度から後半期に入る際に、アクションプラン等の見直しを行いました。 (エビデンス) ・実施計画：推進委員会及び大学自己点検 議事録及び資料 (R60617) ・中間報告：推進委員会及び大学自己点検 議事録及び資料 (R61021) ・取組結果：推進委員会及び大学自己点検 議事録及び資料 (R70519) ・見直し：推進委員会及び大学自己点検 議事録及び資料 (R30215)

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	遵守状況：○ 社会人等を対象に科目等履修生制度を導入しているほ

	か、薬学研究科では、薬剤師等の社会人にとって大学院教育を受け易い環境を整えるため、大学院設置基準第14条に基づいた教育（平日の夜間、土日の開講、サテライトキャンパスでの授業実施等）を行っています。また、広く生涯学習の機会を提供することを目的として公開講座を実施しています。 (エビデンス) ・大学HP「科目等履修生制度」 https://www.osaka-ohtani.ac.jp/local/study/ ・大学HP「薬学研究科 設置の趣旨等を記載した書類（抜粋）」 https://www.osaka-ohtani.ac.jp/departments/graduate_pharmacy/ ・大学HP「大阪大谷大学公開講座」 https://www.osaka-ohtani.ac.jp/local/extension/
実施項目2-1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	遵守状況：○ 地域社会の発展に寄与することを目的として設置した地域連携センターが中心となって、産官学連携による地域課題の解決に向けた取組みとして、KLLP（KONGO Living Lab Project）等を行っています。 (エビデンス) ・大学HP「地域連携センター」 https://www.osaka-ohtani.ac.jp/facilities/regional_cooperation_center/local/

原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	遵守状況：○ 障がい・疾患のある学生をはじめ、大学生活で支援を必要とする学生の相談に対応する障がい学生支援室（アクセスルーム）や外国人留学生に関する支援等も行う国際教育交流センターを設置するほか、社会人入試等も実施しており、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努めています。 (エビデンス) ・大学HP「障がい学生支援室（アクセスルーム）」

	https://www.osaka-ohtani.ac.jp/campuslife/accessroom/ ・ 大学 HP「国際教育交流センター」 https://www.osaka-ohtani.ac.jp/facilities/ace/ ・ 大学 HP「社会人入試」 https://www.osaka-ohtani.ac.jp/club-oh/exam/univ/adult.html
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	遵守状況：○ 女性活躍推進法に基づき、「学校法人大谷学園 行動計画」を策定し、役員や評議員等への女性登用に配慮していますが、今後より一層、積極的に取り組みます。 (エビデンス) ・ 学園 HP「女性活躍推進法に基づく行動計画」 https://www.ohtanigakuen.jp/assets/document/katuyaku20210215.pdf

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	遵守状況：○ ・ 理事の定数は、8 名乃至 10 名とし、選任機関は理事会であり、構成員は全ての理事としています。 ・ 理事のうち 1 人を理事長とし、理事会の決議によって選定しています。 ・ 透明性のある学校法人運営のために、複数名の外部理事を選任しています。 ・ 理事長及び理事の選任、解任及び退任については、寄附行為に明確に定めています。 (エビデンス) ・ 学園 HP「学校法人大谷学園寄附行為」 https://www.ohtanigakuen.jp/assets/document/kifu20250401.pdf
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	遵守状況：○ 1. 理事会の役割 ① 意思決定の議決機関としての役割 ・ 理事会は、学校法人の経営力向上・経営改善等を念頭に業務を決し、理事の職務執行を監督しています。

	② 理事会の議決事項の明確化等 ・理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示し、理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保存しています。 ・理事会へ業務執行者から所属長を通じて、適切な報告がなされるよう留意しています。 ③ 実効性のある開催 ・理事会は、年間の開催計画を協議し、予想される審議事項については事前に決定して、経営会議に参加する理事で共有しています。 ・理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできません。 ④ 設置校の所属長に対する業務執行の管理 ・理事会は、設置校の所属長（学長）に対する管理を行うことを主要な責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かしています。 ・理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう所属長に指示を行っています。 ⑤ 学長への権限委譲 ・学長が任務を果たすことができるよう必要な教学関係事項の権限の一部を学長に委任しています。 ・学長は、必要に応じ副学長を置き、各々担当業務を分担させ、管理する体制を整えています。 ⑥ 評議員会との協働体制の確立 ・評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保しています。 2. 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化 ・理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理しています。 ・理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のためその職務を行っています。 ・理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 ・理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を理事長及び監事に報告しています。 ・競業取引又は利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受けています。 3. 学内理事（常勤理事を含む。）の役割 ・学内理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究及び経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経
--	--

	営のため、適切な業務執行を推進しています。 4. 外部理事の役割 - 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行しています。 (エビデンス) - 学園 HP「学校法人大谷学園寄附行為」 https://www.ohtanigakuen.jp/assets/document/kifu20250401.pdf
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	遵守状況：○ 理事に対し、学校法人の運営に係る判断に必要な研修機会を提供し、その内容の充実に努めています。 (エビデンス) 理事会議事録及び資料 (R60919)

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	遵守状況：○ ① 監事の選任 - 監事の独立性を確保する観点を重視し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を評議員会の決議によって選任しています。 - 監事は、2名乃至3名置くこととしています。 - 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮しています。 ② 会計監査人の選任 - 会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、評議員会の決議によって選任しています。 - 会計監査人は、1名置くこととしています。 (エビデンス) - 学園 HP「学校法人大谷学園寄附行為」 https://www.ohtanigakuen.jp/assets/document/kifu20250401.pdf
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人	遵守状況：○

及び内部監査室等の連携	・監査機能の強化のため、監事会運用規程を令和 7 年 1 月 1 日施行し、毎月監査会を開催しています。なお、監事の職務を効率的に滞りなく遂行するため、内部監査室担当者は、監事サポート体制を整えています。 ・監事は、令和 6 年 9 月 19 日施行の監査監督基準に基づき作成した監査計画により、監査を実施し、監査報告書をもって理事会・評議員会で適切に報告を行っています。 ・会計監査人は、法令で定めるところにより、学校法人大谷学園の計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しています。 ・監事、会計監査人及び内部監査室担当者による決算に係る結果について、意見を交換し、監事監査の機能の充実を図っています。 ・監事に対し、理事会等開催の事前・事後、審議事項に関する情報についてサポートしています。 (エビデンス) ・監事会運用規程 ・内部統制システム整備の基本方針
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	遵守状況：○ ・監事が万全に監査ができるように、監査業務を支援するための情報提供・研修機会の確保に努めています。 (エビデンス) ・理事会議事録及び資料（R60919）

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	遵守状況：○ ・評議員の定数は、11 名乃至 16 名とし、理事の実数を超える数としています。 ・学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について意見を述べ、若しくは諮問等に答えるため、多くの利害関係者から、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出しています。具体的には以下のようになっています。 ・学校法人大谷学園の職員のうちから、評議員会が選任し

	た者 3 名乃至 5 名 ・学校法人大谷学園の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 年以上のものの中から、評議員会が選任した者 4 名乃至 5 名 ・学識経験者の中から、評議員会が選任した者 4 名乃至 5 名 (エビデンス) ・学園 HP「学校法人大谷学園寄附行為」 https://www.ohtanigakuen.jp/assets/document/kifu20250401.pdf
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	遵守状況：○ ① 評議員会の運営等 ・評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 月以内に開催するほか、必要がある場合に開催しています。 ・評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集しています。 ・評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により、会議の 1 週間前までに通知しています。 (1) 会議の日時及び場所 (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項 (3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨 (4) 私立学校法施行規則で定める事項 ② 評議員会の職務等 ・評議員会は、学校法人大谷学園の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。 ・評議員会は、寄附行為の定めに基づき、理事の行為の差止めの求め、責任追及の訴えの求めを行うことを、監事又は理事長に求めることができます。 ③ 評議員会の諮問事項として、理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いています。 (1) 重要な資産の処分又は譲受け

	(2) 多額の借財 (3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更 (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更 (5) 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める事項を除く寄附行為の変更 (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 (7) 寄附金品の募集に関する事項 (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの ④ 評議員会は決議事項として、次の各号に掲げる事項について決議しています。 (1) 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める寄附行為の変更 (2) 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散 (3) 合併 ⑤ 理事会との協働体制の確立 ・理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保しています。 (エビデンス) ・学園 HP「学校法人大谷学園寄附行為」 https://www.ohtanigakuen.jp/assets/document/kifu20250401.pdf
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	遵守状況：○ ・評議員に対し、評議員会開催の事前・事後、審議事項に関する情報についてサポートしています。 ・特に新任・外部を含む評議員には、学校法人の適切な運営に必要とされる識見を習得できるように、情報提供や研修機会の確保・充実に努めています。 (エビデンス) ・評議員会議事録及び資料（R60919）

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	遵守状況：○ あらゆるリスク（自然災害・事故・事件等）及び危機を未然に防止するとともに、発生時における被害を最小限にとどめるため、実効性のある危機管理体制を確立しています。 危機管理の観点から、校舎等の耐震化完了計画を策定し、令和 10 年度に完了すべく、同計画を進めています。 ① 危機管理マニュアルの整備に取り組んでいます。 ・大規模災害 ・大規模な感染症 ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組んでいます。 ・学生・生徒等の安全安心対策 ・減災・防災対策 ・ハラスメント防止対策 ・公的研究費不正使用等防止対策 ・情報セキュリティ対策 ・その他のリスク防止対策 ③ 事業継続のため、様々な計画の策定に取り組んでいます。 (エビデンス) ・学校法人大谷学園リスク管理規程 ・大阪大谷大学危機管理規程
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	遵守状況：○ ・教育・研究活動や業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下「法令等」という。）を遵守するよう組織的に取り組んでいます。 ・法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図っています。 (エビデンス) ・学校法人大谷学園コンプライアンス推進規程

	・ 内部通報制度に関する規程
--	----------------

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	遵守状況：○ 公開すべき情報については、学校教育法施行規則（第 172 条の 2）及び私立学校法等の法令によって指定されているため、本法人は主体的に情報発信しています。 ① 学校法人の経営及び財務に関する情報 ・ 寄附行為 ・ 役員名簿 ・ 役員及び評議員の報酬等の支給の基準 ・ ガバナンス・コード ・ 事業計画及び予算 ・ 事業報告書 ・ 資金収支計算書 ・ 貸借対照表 ・ 財産目録 ・ 監査報告書 ・ 中期計画 ② 評価に関する情報 ・ 自己点検・評価報告書 ・ 認証評価機関による評価結果 ③ 教育研究活動等の状況に関する情報 ・ 大学学則及び大学院学則 ・ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー） ・ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー） ・ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー） ・ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ・ 入学者の数、収容定員及び在学生数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数の状況 ・ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ・ 校地、校舎等の施設及び設備 ・ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用 ・ 教員評価に関する情報 ・ 地域連携

	・ 高大連携 ・ 公開講座 (エビデンス) ・ 学園 HP「情報公開」 https://ohtanigakuen.jp/disclosure.html ・ 大学 HP「大学評価」 https://www.osaka-ohtani.ac.jp/about/jihee/ ・ 大学 HP「情報の公表」 https://www.osaka-ohtani.ac.jp/about/disclosure/
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	遵守状況：○ ・ 学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。 ・ 公開方法は、ウェブサイトでの公開に加え、「大学ポートレート」を活用するほか、学園要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用しています。 (エビデンス) ・ 学園 HP「情報公開」 https://ohtanigakuen.jp/disclosure.html ・ 大学 HP https://www.osaka-ohtani.ac.jp/ ・ 大学ポートレート https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000526301000.html

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明